

2005年9月22日

北海道大学
総長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 坂下 明彦

寒冷地手当に対する要求書

北海道大学は2004年10月26日、2004年8月に出された人事院勧告通りに「寒冷地手当額の引下げ・分割支給」とするよう就業規則を変更しました。

今年度の寒冷地手当は、昨年と同様11月から来年3月まで分割で支給され、昨年度支給額から2万円減じた額が支給されます。

組合は、寒冷地手当額の引下げ・分割支給という「労働条件の一方的不利益変更」は容認できません。よって、北海道労働委員会に「不当労働行為救済」を申請し現在審査中です。寒冷地手当問題はまだ結論が出ていません。

昨年度の北海道大学決算では多額の黒字を計上しています。さらに灯油価格が急激に高騰しています。このような事態に鑑み、下記の2点を要求するものです。

要求事項

- (1) 昨年度の手当減額分を一時金で支給すること
- (2) 早急に就業規則を改正し、一昨年の寒冷地手当額・支給方法に戻すこと